

第1節 計画の目的及び構成

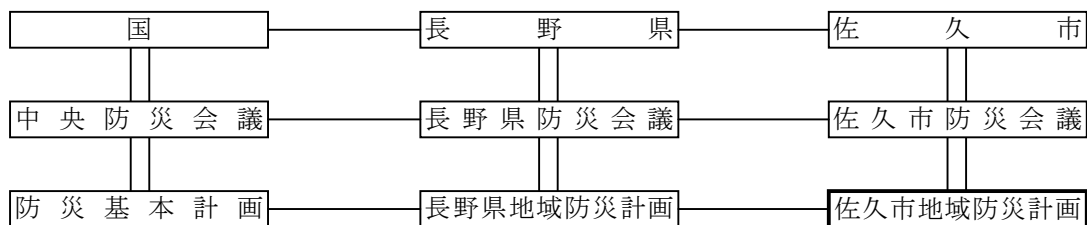
1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、佐久市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、住民の身体、生命及び財産の保護と市域における土地を保全することを目的とする。

2 他の計画との調整

本計画は、防災基本計画、防災業務計画及び長野県地域防災計画に抵触するものであってはならない。また、本計画に定めのない事項については、長野県地域防災計画に準ずるものとする。

なお、国、県及び佐久市の防災会議並びに防災計画の体系は次のとおりである。



3 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編、第4編を火山災害対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を示した。また、第5編をその他の災害対策編とし、雪害対策、航空災害対策、道路災害対策、鉄道災害対策、危険物等災害対策、大規模な火事災害対策、林野火災対策、原子力災害対策について特記すべき事項を示し、第6編を資料編、第7編を様式編として、本計画に必要な関係資料、様式等を掲げた。

4 計画の修正

本計画は、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して、必要があると認めるときには速やかに本計画に的確に反映させていく。

5 計画の周知徹底

本計画を円滑かつ的確に運用するため、市職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として周知徹底を図る。

第2節 防災に関する実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

佐久広域連合消防本部は、災害から管内の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、防災活動を実施する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。また、市及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 住民

市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずるとともに、市が実施する防災活動等に協力する。

8 地域コミュニティ等

どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助・近助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

1 市

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐久市	(1) 佐久市防災会議及び佐久市災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。

2 消防機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐久広域連合消防本部 (佐久消防署) (北部消防署) (川西消防署) 佐久市消防団	(1) 消防力の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5) 自主防災組織の育成指導に関すること。 (6) 水防その他の応急措置に関すること。 (7) 佐久市災害対策本部の業務に関すること。

3 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。
長野県警察本部 (佐久警察署)	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 避難指示等に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 (6) 行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。 (7) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。

1 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(8) 危険物の取締りに関すること。 (9) 被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること。

4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東農政局	災害時における主要食料の供給に関すること。
中部森林管理局	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。
北陸信越運輸局 (長野運輸支局)	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
長野労働局	(1) 事業場における産業災害の防止に関すること。 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
信越総合通信局	(1) 電気通信の監理に関すること。 (2) 災害時における非常通信の確保に関すること。
関東地方整備局	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施。 (3) 中部横断自動車道に関すること。
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	(1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 (2) 水防に関する施設及び資機材の整備に関すること。 (3) 災害危険区域の選定又は指導に関すること。 (4) 災害に関する予報及び警報の発表又は伝達に関すること。 (5) 災害に関する情報の収集及び広報に関すること。 (6) 水防活動の指導に関すること。 (7) 災害時における応急工事に関すること。 (8) ダム、せき、水門の管理に関すること。

	(9) 災害復旧工事に関すること。 (10) 再度災害防止工事に関すること。
--	---

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 被害状況の把握に関すること。 (2) 避難の援助に関すること。 (3) 遭難者等捜索救助に関すること。 (4) 水防活動に関すること。 (5) 消防活動に関すること。 (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除に関すること。 (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援に関すること。 (8) 通信支援に関すること。 (9) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。 (10) 炊飯及び給水支援に関すること。 (11) 救援物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (12) 交通規制の支援に関すること。 (13) 危険物の保安及び除去に関すること。 (14) 避難指示等に関すること。 (警察官がその場にはいない場合に限る。)

6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)	(1) 災害時における郵便業務の確保、被災情報の提供等に関すること。 (2) 災害時における窓口業務の確保、郵便貯金の非常取扱いに関すること。
東日本旅客鉄道(株) (長野支社小海線営業所)	(1) 鉄道施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における避難者の輸送に関すること。
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野営業支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 楽天モバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び 気象通報の伝達 に関すること。
日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 (2) 損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること。 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金の募集に関すること。
国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。
日本通運(株) (上田支店)	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する こと。

1 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中部電力(株) (長野支店佐久営業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関する事。 (2) 電力の供給に関する事。
東日本高速道路(株) (佐久管理事務所)	上信越自動車道の防災に関する事。

7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	ため池、ダム及び水こう門の防災に関する事。
長野県情報ネットワーク協会	天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関する事。
長野都市ガス(株) (東信支店)	(1) 都市ガスの保全及び保安措置に関する事。 (2) ガスの供給の確保に関する事。
(一社)長野県LP協会	液化石油ガスの安全に関する事。
しなの鉄道(株)	(1) 鉄道施設の防災対策に関する事。 (2) 災害時における避難者の輸送に関する事。
(公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。
千曲バス(株)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関する事。
信越放送(株)	天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等の広報に関する事。
(株)長野放送、	
(株)テレビ信州	
長野朝日放送(株)	
長野エフエム	

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐久浅間農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 農作物の災害応急対策の協力に関する事。 (3) 被災農家に対する融資あっせんに関する事。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 (5) 農作物の需給調整に関する事。
佐久商工会議所	(1) 市が行う商工業関係の被害調査融資希望者の取りまとめ及び融資あっせん等の協力に関する事。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。 (3) 救助用物資、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのあっせんに関する事。
商工会等商工業関係団体	
佐久医師会、歯科医師会	(1) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。 (2) 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関する事。

① 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐久市赤十字奉仕団	(1) 被災者の救助、救援活動及び保護の実施に関する事 (2) 災害時における炊き出しの実施に関する事。
(株)エフエム佐久平	(1) 天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等の広報に関する事。 (2) 地震情報等の広報に関する事。
佐久ケーブルテレビ(株)	(1) 災害予防の放送に関する事。 (2) 佐久市土砂災害情報相互通報システムから提供される情報の放送に関する事。 (3) 天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等の広報に関する事。
佐久市建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事。
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関する事。
自主防災組織	(1) 市が行う災害応急対策の協力に関する事。 (2) 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関する事。
佐久森林組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
東信農業共済組合	市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
佐久市社会福祉協議会	災害ボランティアに関する事。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの分掌業務についての防災対策に関する事。

第4節 佐久市の概要

防災についての諸計画策定の際の基礎的な事項として、市のもつ自然的・社会的な諸条件については、次のとおりである。

1 自然的条件

佐久市は、長野県の東部にあり、北に浅間山、南に八ヶ岳を望み、蓼科山、双子山、荒船山などに囲まれた佐久盆地のほぼ中央部に位置しており、総面積は423.51km²である。また、千曲川が南北に貫流し、肥沃な耕地を形成している。東及び南の一部は群馬県との県境となり、隣接する市町村は西に北佐久郡立科町、北は東御市、小諸市、北佐久郡御代田町及び軽井沢町、南は茅野市及び南佐久郡佐久穂町とそれぞれ境界をなしている。

気候は、高燥冷涼で寒暖の差が大きい内陸性気候であり、年間の平均気温は、11℃前後と全国平均（約15℃）よりも低く、降水量は年間1,000mm前後と全国的にも少ない地域である。

日照時間は、年間2,000時間前後と、全国平均（約1,900時間）を上回っており、晴天率の高い地域である。

(1) 位置

市役所（本庁舎）の位置	地番	長野県佐久市中込 3056
	東経	138度28分37秒
	北緯	36度14分56秒
	標高	692m

(2) 面積 総面積 423.51km²

(3) 気象

年次／項目	気温（℃）					日照時間（h）
	平均	最高	起日	最低	起日	
平成23年	10.6	36.0	8/10	-13.9	1/17	2,248.8
平成24年	10.5	35.3	7/28	-15.7	2/3	2,225.4
平成25年	11.1	36.3	8/9	-15.2	2/17	2,382.4
平成26年	10.5	35.1	8/22	-13.2	2/22	2,234.5
平成27年	11.5	36.5	7/26	-11.6	1/18	2,105.2
平成28年	11.7	34.3	8/6	-15.5	1/25	2,208.8
平成29年	10.8	34.4	8/24	-13.2	1/25	2,297.5
平成30年	11.9	36.7	7/15	-13.4	1/27	2,410.0
平成31年／令和元年	11.6	36.2	8/6	-12.1	1/10	2,239.3
令和2年	11.8	36.7	8/20	-11.6	2/7	2,214.5
令和3年	11.8	35.7	8/4	-11.9	1/10	1,931.9
令和4年	11.5	37.1	6/29	-13.0	1/2	2,289.0
令和5年	12.7	36.2	7/29	-15.8	1/26	2,543.1

(資料：気象庁 HP)

項目／年次	降水量 (mm)			風 (m/s)			雪 (cm)	
	合計	日最大値	起日	平均風速	最大風速	起日	最深積雪	起日
平成 23 年	930.5	62.5	5/29	1.4	7.7	9/21	31	2/15
平成 24 年	836.0	48.5	9/30	1.4	8.2	4/3	26	3/5
平成 25 年	934.5	130.0	9/16	1.5	7.9	9/16	27	2/15
平成 26 年	911.5	60.0	10/5	1.4	8.2	12/1	99	2/15
平成 27 年	835.5	38.5	9/9	1.4	8.0	12/4	34	2/18
平成 28 年	971.0	47.5	8/30	1.3	9.1	4/17	51	2/20
平成 29 年	799.0	85.0	10/22	1.4	9.4	10/23	37	1/27
平成 30 年	858.0	43.5	7/28	1.2	7.6	1/9	16	3/22
平成 31 年／令和元年	1203.5	303.5	10/12	1.2	8.0	12/14	21	12/23
令和 2 年	1017.0	51.0	6/13	1.2	7.2	3/21	28	3/29
令和 3 年	993.0	122.5	8/14	1.3	8.7	1/7	19	1/24
令和 4 年	941.5	50.5	9/23	1.2	8.3	12/23	32	2/20
令和 5 年	778.0	71.0	6/2	1.2	8.2	11/24	19	2/10

(資料：気象庁 HP)

※降水量、風については佐久の観測地点、雪（最深積雪、起日）は軽井沢の観測地点の値

2 社会的条件

(1) 人口

国勢調査の人口推移をみると、佐久市の総人口は、平成 22 年の調査（100,552 人）以降、減少しており、平成 27 年調査は 99,368 人、令和 2 年調査は 98,199 人と減少している。

なお、年齢階層別人口比率を見ると、日本の人口推移と同様に少子・高齢化の傾向が見られる。

(単位：人)

	年齢区分	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)
旧 佐 久 市	総 数	68,576	70,204	70,871	71,688
	0～14 歳	10,903 (15.9%)	10,683 (15.2%)	9,954 (14.0%)	9,671 (13.5%)
	15～64 歳	42,353 (61.8%)	42,825 (61.0%)	41,287 (58.3%)	40,592 (56.6%)
	65 歳以上	15,319 (22.3%)	16,578 (23.6%)	19,728 (26.4%)	20,115 (28.1)
	不詳	1 (0.0%)	118 (0.2%)	902 (1.3%)	1,290 (1.8)

	年齢区分	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)
旧 臼 田 町	総 数	15,311	14,578	13,698	12,832
	0～14 歳	2,020 (13.2%)	1,754 (12.0%)	1,494 (10.9%)	1,354 (10.6%)
	15～64 歳	9,048 (59.1%)	8,321 (57.1%)	7,483 (54.6%)	6,606 (51.5%)
	65 歳以上	4,243 (27.7%)	4,483 (30.8%)	4,651 (34.0%)	4,777 (37.2%)
	不詳	0 (0.0%)	20 (0.1%)	70 (0.5%)	95 (0.5%)
旧 浅 科 村	総 数	6,370	6,243	5,971	5,630
	0～14 歳	910 (14.3%)	818 (13.1%)	731 (12.3%)	648 (11.5%)
	15～64 歳	3,765 (59.1%)	3,630 (58.1%)	3,313 (55.5%)	2,921 (51.9%)
	65 歳以上	1,695 (26.6%)	1,795 (28.8%)	1,919 (32.1%)	2,034 (36.1%)
	不詳			8 (0.1%)	27 (0.5%)
旧 望 月 町	総 数	10,205	9,527	8,828	8,096
	0～14 歳	1,331 (13.0%)	1,152 (12.1%)	942 (10.7%)	807 (10.0%)
	15～64 歳	5,715 (56.0%)	5,243 (55.0%)	4,672 (52.9%)	3,996 (49.5%)
	65 歳以上	3,159 (31.0%)	3,129 (32.8%)	3,208 (36.3%)	3,244 (40.2%)
	不詳	0 (0.0%)	3 (0.1%)	6 (0.1%)	22 (0.3%)
佐 久 市	総 数	100,462	100,552	99,368	98,199
	0～14 歳	15,164	14,407	13,125	12,480
	15～64 歳	60,881	60,019	57,392	54,115
	65 歳以上	24,417	26,126	28,851	30,170

(資料：国勢調査)

(2) 世帯数

近年の国勢調査によると、総世帯数は増加している。

一方、1世帯当たりの人員は2.39人で、前回調査の2.51人から0.12人減少しており、世帯の小規模化が進んでいる。

(単位：世帯)

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
佐久市	33,836	35,362	37,032	38,487	39,924

(3) 産 業

産業は、産業構造の変化に伴い、第2次・第3次産業の従業者の割合が大多数を占める状況にあるが、高燥冷涼な気候を活かした米、高原野菜、ブルーベリー等の農産物の生産や、佐久鯉に代表される内水面養殖業も特徴的に行われている。

近年は、北陸新幹線や上信越自動車道が整備され、さらに中部横断自動車道も一部開通したことから、佐久市は日本海圏、北関東圏、太平洋圏を結ぶ、地域連携軸の結節都市として今後一層の飛躍が期待されている。

産 業 構 造

	佐久市	旧佐久市	旧臼田町	旧浅科村	旧望月町
第1次産業	4,686人	2,566人	740人	403人	977人
	9.5%	7.4%	10.8%	13.1%	20.4%
第2次産業	14,790人	10,506人	1,954人	959人	1,371人
	30.0%	30.5%	28.5%	31.1%	28.7%
第3次産業	28,136人	20,019人	4,027人	1,687人	2,403人
	57.2%	58.0%	58.7%	54.7%	50.3%
分類不能	1,610人	1,407人	138人	35人	30人
	3.3%	4.1%	2.0%	1.1%	0.6%
計	49,222人	34,498人	6,859人	3,084人	4,781人
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(平成22年国勢調査)

(4) 交 通

ア 道路

高速交通網について、上信越自動車道は平成11年に全線開通となっており、日本海圏とのアクセスが大幅に向上した。また、中部横断自動車道については、これまでの建設促進への取組みが実を結び、佐久小諸JCT～八千穂高原IC間が開通、残る八千穂高原IC～山梨県長坂JCT（仮称）間が基本計画区間であり、県内沿線市町村や山梨県との連携を強化し、建設促進に向け運動を展開しているところである。

地域交通網については、一般国道141・142・254号及び主要地方道・一般県道を中心とした基幹道路網がつくられている。本市の市街地は一般国道141号沿いが中心であるが、今後の都市形成を考慮した道路整備が必要である。また、住民の生活道路である市道については、計画的な整備・改良を行っているが、集落内においては、幅員が狭く支障を来しているところもあるため、今後も道路交通の円滑化や、災害時の交通確保のためにも、道路拡幅や安全対策等に努める必要がある。

イ 鉄道

平成9年10月の北陸新幹線開通により佐久市は首都圏と約70分で結ばれた。新幹線佐久平駅の乗降客は順調に増加しており、駅周辺は急速な市街化が進んでいる。また、しなの鉄道及びJR小海線は、地域住民の重要な足となっている。

ウ バス等

自身で自家用車を運転できない高齢者や障がい者、高校生などの交通手段確保のため、路線バスやデマンドワゴンさくっとを運行し、市民生活の利便性の向上に努めている。